The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	清末民国期、上海における土地行政
Author(s)	藤澤, 聖哉
Citation	大阪大学, 2018, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/69690
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　藤澤聖哉　）	
論文題名	清末民国期、上海における土地行政

論文内容の要旨

明初に設けられた里甲は、官によって課せられた税・徭役を負担する単位であり、課せられた税役は里甲の成員によって分担される公課負担団体であった。里甲制が15世紀に崩壊してより、民国期に至るまで、土地税である田賦の徴収は、「包攬」と呼ばれる代理徴収・徴税請負によって行われたことが多いとされている。かかる代理徴収は、以下の三点が通説と化している。①代理徴収者は徴税を私的に請負い、私的に徴税を行うこと、②田賦徴収のノルマが達成できなかった場合、代理徴収者はノルマ未達分の田賦を賠償すること、③代理徴収者は土地に関する諸情報を把握し、私物化ているのに対し、官は土地情報を把握することができず、それ故に官は田賦徴収をかかる代理徴収者に頼らざるを得なかったということ、である。

かかる代理徴収・徴税請負についての研究が行われるのと並行して、広東省珠江デルタにおける図甲制や江西省ならびに江蘇省の武進県・陽湖県における義図制といった、里甲のごとき公課負担団体による田賦の引き受けについて研究も行われてきた。かかる研究は、清代になっても地域によっては公課負担団体が存在しうることを示している。本稿では、清末から国民政府期の上海に即して、土地に関する諸情報の把握と、それに伴う田賦徴収のあり方を実例として、通説と化している代理徴収・徴税請負のあり方を検討する。

第一章では、咸豊五年の「清糧（土地測量）」以降、国民政府によって新たに土地執業証が発給され、田賦に代わって地価税が導入されるまでの、土地情報の諸項目および田賦徴収のあり方を検討する。清糧では、新たに土地台帳が作成され、土地の所在、課税面積、管業者が確定された。同時に、清糧によって確定されたこれらの情報が記入された「執業田単（田単）」が、管業者に向けて発給され、管業の根拠になったとともに、乾隆四十八（1783）年に発給された田単の無効が宣言された。

咸豊五年清糧によって確定された土地の所在・課税面積・管業者は、土地取引や田賦徴収の場においては基本的に変更されることなく、一筆の土地を弁別するための情報となった。土地取引に伴う管業者の変更は、「糧戸（田賦負担者）」名を変更することで行われ、糧戸名が実質的な管業者名となっていった。清糧は、取引によって積み重ねられた土地の来歴をリセットする行為であり、上海において、土地登記における一つの画期であった。

かかる土地情報が把握されることに伴う田賦徴収は、最初に自封投櫃（田賦負担者による直接納税）の期間が設けられた。これに続いて、未納田賦の督促という形式の上で、各図における田賦徴収者である「地保」の徴収期間が設けられ、この地保による田賦徴収期間を「卯」といった。卯期になると、地保は、官衙・胥吏から、未納となっている田賦の「糧串（納税証明書）」を「存根（官衙・胥吏側の控え）」から切り離された形式、すなわち田賦納付済みの形式で受け取った。糧串を受領した地保は、田賦負担者の下へ徴収に向かい、田賦を官衙へ納付した。このように、上海における地保の田賦徴収は、官によって公然と組織されており、先行研究で指摘されるような私的な徴収というよりは、むしろ公的な徴税手続きの一部を構成していたといえる。かかる土地情報および田賦徴収のあり方は、国民政府期まで続いた。

第二章では、台帳管理者である「冊書」と田賦徴収者である地保とが、担当する「図（徴税区画）」において土地情報を如何に把握していたかを、土地取引手続きを中心として検討した。もともと、咸豊五年の清糧の際、地保は現地の測量に立ち会っており、土地の所在・管業者・課税面積といった台帳や田単に記載される情報を知ることができた。地保は田賦徴収を行わなければならない以上、かかる土地情報を書きとどめ、私的な台帳と地図とを作成した。

そして、土地取引の過程は、北洋政府期・南京国民政府期ともに、①契約書の作成、②税契（県衙に取引税を支払う）、③過戸（冊書の所持する台帳上における糧戸名の書き換え）の順に行われた。契約書の作成にあたっては、地保は契約の場に立ち会って捺印し、取引の有効性を保証した。すなわち、図内において、取引の当事者を除けば、地保が最初に土地取引の情報を入手したのである。地保は、管業者の変更や、原則として管業者が行うことになっている田賦の負担を土地の売主に留めたままにする特約を付けるか、などを自らが所持する私的な台帳に書き加えた。

冊書は、契約書の作成後に過戸を行った。しかし、実際には、土地取引の当事者が必ずしも冊書の下へ過戸しない場合があり、図内の土地取引を完全には把握できない立場にあった。糧戸名は、実際の管業者名であるはずであるが、しばしば糧戸名が実際の管業者名に変更されていない場合があった。しかしながら、地保が田賦徴収を行えた理由は、地保こそが図における在地の土地情報を把握しており、自らが所持する台帳を用いて実際の管業者や田賦負担者を特定できたからに他ならない。

冊書の業務は、土地取引の当事者が県城で税契を行った後に、過戸を行うことの他、県衙で用いる徴税台帳を作成して提出する必要があった。これらの業務の都合上から、冊書は県城近辺に所在していたと考えられ、その在地性は疑わしい。

県の名簿に登録されている冊書の他、県に登録されている冊書から台帳を賃借して冊書業務を行う者も存在した。また、冊書が用いたと言われる特有の記法といった、冊書の職能が、現役の冊書から冊書志望者へ徒弟制的に伝授された。これらのことから、冊書は職能集団を組織していたと考えられる。

第三章では、上海において施行されていた「梱保」制 を検討した。上海における梱保制では、各図は複数の「梱」に分かれ、梱には「梱業」と呼ばれる図内の土地を比較的多く管業する者が分属した。各梱は輪番で地保を担当し、当番の梱は、自梱に属する梱業一人（原則として「梱首」や「領梱」と呼ばれる、梱に属する梱業内で最も多く農地を管業する梱業）を地保へ選出した。梱業たちは、「図董（図の責任者で、郷紳が就任したと言われている）」の差配の下、かような取り決めを行い、各梱首間の契約として「梱単」を作成した。梱単は官へも提出され、図内の梱首たちから官へ向けた、田賦徴収に対して責任を負う誓約書でもあった。

梱は、田賦を徴収する単位であり、田賦徴収の際には、地保のみならず各梱の梱首や梱業も徴収に協力した。そして、田賦徴収のノルマが達成できなかった場合、地保のみならず、梱首や梱業たちも責任を追及された。換言すれば、梱保制は、図内の梱業たちが、官に対して、田賦徴収における連帯責任を負う制度であった。

梱業たちは「中農」に分類される10.3～13.0畝を管業する世帯の農民であった。上海が位置する江南デルタ東部微高地は、中農を中心とした自作農が多く、彼らが梱業となって梱保制を支えた。また、梱業や図董たちの間には、同族関係が見られる者も存在し、梱は同族関係を中心として構成されたと考えられる。東部微高地の村落形態は、「宅」と呼ばれる5～10戸ほどで構成された同姓集落であり、梱はこの「宅」を中心として構成されたと考えられる。

上海においては、通説のような代理徴収制とは異なり、連帯責任制という形式で、公課負担団体による田賦の引き受けが存在していた。かかる公課負担団体が維持できるためには、強固な宗族組織の存在を基盤としなければならないという指摘があるが、正しいとはいえない。上海においては、「宅」という社会的基盤を拠り所にして田賦徴収を行っていたのである。

上記のような検討をふまえ、①上海における田賦徴収は、その徴収のあり方や、梱保制という責任の取り方からみて、通説のような私的な請負い・徴収とは言い難く、むしろ官や官衙に勤務する胥吏たちによって公的に整備された制度の中で行われていたこと、②田賦徴収の基礎となった梱保制において、東部微高地で一般的な村落形態である「宅」を中心として梱が構成されたことから、代理徴収が多かったという通説に反し、東部微高地において公課負担団体による田賦の引き受けが広く行われた可能性があること、の二点を指摘した。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　藤澤　聖哉　）		
論文審査担当者	（職）	氏　名
	主 査　大阪大学　教授	片山　剛
	副 査　大阪大学　教授	松井　太
	副 査　大阪大学　准教授	田口 宏二朗
	副 査　甲南大学　教授	稲田 清一

論文審査の結果の要旨

以下、本文別紙

様式７別紙

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目：　清末民国期、上海における土地行政

学位申請者　　藤澤　聖哉

論文審査担当者

主査　大阪大学教授　　片山　剛

副査　大阪大学教授　　松井　太

副査　大阪大学准教授　　田口 宏二朗

副査　甲南大学教授　　稲田 清一

【論文内容の要旨】

本論文は、近代上海の土地制度、特に土地税たる「田賦」を徴収するうえで必要な、土地に関する諸情報の把握とそれにもとづく徴税のあり方とについて、文書史料や新聞資料等を解析し、現場レベルの具体相を復元することを通じて解明しようとするものである。通説では、明初に施行された里甲制が解体したあと、清代から民国期においては田賦の代理徴収（「包攬」）が一般化するとされるが、本論文はこの通説を実証面から再考せんとするものである。分量は 400 字詰め原稿用紙に換算して約 300 枚で、序論・結論を除き、全三章から成る。

第一章では、清末民国期における上海の土地制度は、1930 年前後に、国民政府下の上海市政府による測量、登記および「土地執業証」（土地所有権証明書）発給によって終焉したことを示し、そのうえで、この終焉した土地制度が、咸豊 5（1855）年を始期として存続してきたことを明らかにする。すなわち、①咸豊 3 年、上海で小刀会（秘密結社の一つ）が反乱を起こすが、これを鎮圧した清朝は、反乱で混乱した土地の所有状況を整理するため、咸豊 5 年に「清糧」を実施し、一筆ごとの土地の所在・所有者・課税面積を確定する。②確定された諸情報は、1930 年前後まで、田賦徴収や土地取引等の場において、一筆の土地を同定するための〈不変の情報〉として用いられていく。③「図」という土地区画が田賦徴収の基本単位であった、等々。そして、当該期における田賦の徴収・納入の大枠を復元し、正規の納入方法である「自封投櫃」（田賦負担者＝土地所有者等による直接納入）は少なく、「地保」と呼ばれる「図」の代表者を媒介とする徴収・納入が主要な方法として制度化されていたことを明らかにする。

ところで、土地所有者は売買等を通じて交替していく。そして、交替後の情報が捕捉されないかぎり、徴税は実現しない。それでは、だれが、どのように捕捉していたのか、これを第二章の課題とする。第一に、土地台帳の管理者である「冊書」が把握している所有者に関する情報は、交替後の現実を反映していない場合が多く、「冊書」の情報では徴税の実現が困難であることを明らかにする。第二に、地保は、「清糧」時の測量に参画しており、その後も土地取引の場に参与して取引の正当性を公証する義務を果たすことを通じて、土地に関する情報の刻々の変化を把握していたこと、そして独自に作成している台帳を用いて徴税することが可能であったこと等を実証する。

第三章では、当該期の上海における「梱保」制という田賦の徴収・納入制度について、「梱単」と呼ばれる文書を政府に提出している図が存在していたことを明らかにしたうえで、かかる図について、①一個の図は、複数の「梱」と呼ばれるグループから成ること、②一個の梱は、該図に一定面積以上の土地を所有する者（「梱業」と呼ばれる）たちから成ること、③梱は、図を代表して田賦を政府へ完納する地保を、輪番で選出すること、④地保は梱業たちの協力を得て、図内における土地情報の把握と、これにもとづく田賦徴収を実現していたこと、⑤政府への完納の責任を、地保だけでなく、梱業たちを含めた連帯責任の形で図が負っていたこと、等を復元する。そして「梱単」は、図内の「梱業」たちが田賦完納について連帯責任を負うこと政府に誓約したものであると結論する。

以上から、清末民国期の上海では、図内の梱業たちが連帯責任を負う形での田賦納入、すなわち、図内における団体的徴税制度が存続していたことを指摘する。そして、かかる徴税制度を可能とする社会基盤について、江南デルタの東部微高地に特徴的な、5〜10 戸から成る「宅」と呼ばれる集落形態との連関を推測する。

【論文審査の結果の要旨】

清末民国期の上海は、租界が設置された国際都市として、また世界有数の交易都市として、これまでも多くの研究が取り上げてきた。しかし不思議なことに、土地制度については、租界のそれを除くと、ほとんど顧みられることはなかった。その意味で、本論文は、近代上海の土地制度について、一筆々々の土地に関する情報を、だれが、どのように捕捉・把握していたかの問題を解明した本格的研究として高く評価できる。

特に、地保の交替を示す文書を発掘し、また未利用であった東大東洋文化研究所所蔵の土地台帳（「清糧」時に作成された「版図号領戸冊」を、1916 年に抄写したもの）を初めて分析したこと等は特筆すべき功績である。これによって「梱」「梱単」「梱業」などの解釈が可能となった。また、上海固有の土地所在表示の仕方、公証人としての地保の役割、冊書の実態とその非在地性などについて、史料にもとづく重要な指摘が随所に見られる。かくして、一筆々々の土地に対する把握とこれにもとづく土地税徴収のあり方とについて、現場レベルの具体像を復元することに成功した。これは、中国史研究においてきわめて価値ある業績である。そして、「包攬」（特定の者が継続して徴税を請負う形態）が一般化するという通説に対して再考を促している点も評価できる。

しかし残された課題もある。第一に、「梱保」制が包攬と異なる点はどこか、という問題である。申請者は「私的か否か」に注目するが、そこでの「私」とは何か。また、いかなる性格・形態を「包攬」に分類するべきか、徴税制度史のみならず、中国社会の性質理解にもかかわる大きなテーマとなろう。第二に、図内の各梱の間に連帯性がなく、各梱が直接に政府へ納税するなど、必ずしも図としてのまとまりをもっていない事例も存在するので、それらを視野に入れた立論も望まれる。その他、説明や根拠が不十分なままでの立論、説明を加えないままでの史料用語による叙述等が散見されるのは惜しまれる。

しかし、これらの瑕疵は、本論文が達成した学術的意義や貢献をそこなうものではない。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。